

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 農林漁業者等の皆さまに対する特例措置のご案内

日本政策金融公庫 農林水産事業では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の皆さまが事業継続のために必要とする資金に特例措置を設けております。

特例措置の内容 ※下記資金の特例を適用するための要件のほか、各資金をご利用いただくための要件(裏面)があります

1 金利負担軽減

次の資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により、融資当初5年間（林業者は10年間）実質無利子となります。

対象者	対象資金
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)※ 経営体育成強化資金※ <small>※負債整理関係資金を除く</small>
林業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金

2 融資限度額引上げ

次の資金について、融資限度額が引上げとなります。

対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
農林漁業セーフティネット資金	一般 : 1,200万円 [600万円] 特認※ : 年間経営費等の12分の12 [同12分の6] <small>※「特認」とは、簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合</small>

3 実質無担保・無保証人

次の資金について、実質無担保・無保証人※となります。

※担保は融資対象物件、保証人は同一経営の範囲内に限ります。

対象者	対象資金
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)※ 経営体育成強化資金※ <small>※負債整理関係資金を除く</small>
林業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金
漁業者	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業セーフティネット資金

【お問い合わせ】

日本政策金融公庫 京都支店 農林水産事業

TEL: 075-221-2147

担当: 融資課

支店一覧はこちら



—新型コロナウイルス感染症の影響を受けた皆さまにご利用いただける資金—

農林漁業セーフティネット資金

ご利用いただける方	主業農林漁業者(注)等であって、新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある方
資金の使いみち	農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金
利率	実質無利子(融資当初5年間(林業者は融資当初10年間))
融資期間	10年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	(一般)1,200万円、(特認※)年間経費等の12分の12 ※簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引上げが必要と認められる場合に適用されます。

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

ご利用いただける方	認定農業者(農業経営改善計画の認定を受けた方)であって、新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	農業経営改善計画の達成に必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。) ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限ります ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経費 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
融資限度額	【個人】3億円(特認6億円) 【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円]) ※ 法人の特認のご利用に際して、民間金融機関からの資金調達等の要件があります。

経営体育成強化資金

ご利用いただける方	主業農業者(注)等であって新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生している方
資金の使いみち	経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響により必要なものに限ります。) ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等 ○施設・機械の取得
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	負担額の80%かつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内

(注)主業農林漁業者とは

個人:農(林漁)業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る粗収益が200万円以上の方

法人:農(林漁)業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農(林漁)業に係る売上高が1,000万円以上の方